# 東京都中央卸売市場大田市場関連事業者（その他販売業・コンビニエンスストア）募集要領

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の業務手続に関する要綱（以下「条例等」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとする。

| 募集スケジュール（予定） |
|---|
| **募集期間：平成２７年６月１９日（金）～７月３日（金）** |
| 質問票の提出日：平成２７年６月１９日（金）～６月２６日（金） |
| 質問票への回答日：平成２７年６月１９日（金）～７月１日（水） |
| 面接通知発送日：平成２７年７月１０日（金） |
| **面接日：平成２７年７月１７日（金）** |
| **選考結果通知日：平成２７年７月２７日（月）** |
| **業務許可・使用指定日：平成２７年９月１日（火）** |

1　目的

大田市場は２４時間稼働しており、１日約２万人が利用している。しかし、市街地から遠いこともあり、とりわけ夜間は、市場関係者にとって必要な物品の入手も困難となっている。そこで、市場で働く人々のため、東京都が定める条件のもと、質の高いサービスの提供が可能な関連事業者（コンビニエンスストア、以下「コンビニ」という）を以下のとおり募集する。

※ 関連事業者・・・東京都中央卸売市場条例第３８条第１項の規定により知事の許可を受け、その許可に係る市場内の店舗その他の施設において、生鮮食料品等の保管、貯蔵若しくは配送その他の流通を補完する業務（以下「流通補完業務」という。）、市場関係者の業務に直接必要な用品等の販売業務若しくは飲食の提供業務（以下「物販・飲食業務」という。）又は取扱物品の加工等の業務（以下「加工・サービス業務」という。）を行う者をいう。（東京都中央卸売市場条例第２条第４項）

２　市場の名称及び位置

名　　称　　東京都中央卸売市場大田市場事務棟

位　　置　　東京都大田区東海三丁目２番１号

３　募集する業務、種類及び内容並びに募集数

業　　務　　物販飲食業務

種　　類　　その他販売業

内　　容　　コンビニエンスストア

募　集　数　　１業者

４　店舗の位置、面積及び用途

（１）位　　置　事務棟南側２階０９号関連事業者営業所

事務棟南側２階０９号バルコニー

面　　積　７４．２㎡（店舗）

１１．４㎡（バルコニー）

用　　途　その他販売業・コンビニエンスストア

（２）位　　置　事務棟南側２階１０号関連事業者営業所

事務棟南側２階１０号バルコニー

面　　積　７４．２㎡（店舗）

１１．４㎡（バルコニー）

用　　途　その他販売業・コンビニエンスストア

（３）位　　置　事務棟南側２階１１号関連事業者営業所

事務棟南側２階１１号バルコニー

面　　積　７４．２㎡（店舗）

１１．４㎡（バルコニー）

用　　途　その他販売業・コンビニエンスストア

※ 募集は１業者のみとし、３店舗まで使用することができる。

※ 募集店舗は一部原状回復がなされていないが、業務許可予定日（平成２７年９月１日）までに原状回復を行う予定である。ただし、店舗間の壁の撤去等、営業に必要な設備等は、条例等に基づく業務許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、申請者が自身の負担で行う必要がある。なお、床面への防水層の施工、電気盤の改造など、必要な工事は東京都と協議の上で実施すること。

５　店舗の運営及び営業時間

（１） 関連事業者の許可

全国で広域的な営業を展開しているコンビニ運営会社又はコンビニ運営会社とフランチャイズ加盟店契約を締結している者（東京都から業務許可される日までに締結する見込みの者も可）が応募し、応募者が店舗の運営を行うこと（コンビニ運営会社が応募し、フランチャイズ加盟店契約を締結している者に運営を任せることは不可）。

なお、東京都中央卸売市場条例に基づき、関連事業者の許可を行う。

（２） 使用指定

店舗区画について、使用指定を行う。

店舗区画の使用指定期間は３年とする。ただし、初回は平成３０年３月３１日までとし、３年ごとの更新が必要。

（３） 営業日時

原則として、全ての開市日とする。

（４） 取扱商品・店舗のサービス

一般のコンビニで扱う商品（弁当・パン類、飲料品、日用品など）の他、次のアからカまでのサービスを備えるものとする。なお、たばこの販売は可能であるが、原則５：００から１４：００までは、販売不可とする。

ア 金融機関（都市銀行等）を利用できるＡＴＭの設置

イ 公共料金等の収納代行（水道、電気、ガス料金等）

ウ 宅配便の受付

エ コピー機、ＦＡＸの設置

オ イートインコーナーの設置

カ 飲食物を温める電子レンジの設置

（５） 取扱不可商品

酒類の販売は禁止する。また、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和３９年８月１日条例第１８１号）第３章の規定に抵触する図書の販売は禁止する。

（６） 使用料

ア 施設使用料

１月１平方メートル当たり２，３８６円（税込）とする。詳細は別紙２を参照。

イ 販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）による使用料

販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）に０．００１を乗じた額とする。

（７） 保証金

施設使用料月額の４月分とする。詳細は別紙２を参照。

（８） その他経費

使用指定を受けた場所で施設内で使用する電力・電話・ガス・水道・暖房・冷房等

の費用については、使用者の負担となる。

（９） 衛生管理

販売商品の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い鮮度・品質の保持に努め、消費期限等を厳守すること。販売商品の瑕疵については、事業者がすべての責任を負う。

また、店舗で販売した商品、包装等から発生する廃棄物及び資源物は、事業者負担で、その回収に必要な容量のごみ箱を店舗内に設置すること。

(10) 商品の搬出入等

車を利用して商品の搬出入を行う場合は、事前に入場車両登録を行い、正門から入場し、事務棟東側駐車場を利用すること。なお、搬送方法や搬送時間については、申込書に添付する「事業内容計画書」に記載すること。

(11) その他

業務許可を受けた後、応募時に提出した「事業内容計画書」に記載の内容を変更する場合（営業時間の変更・新サービスの導入等）、事前に東京都と協議を行うこと。

6　募集受付

（１） 受付期間

平成２７年６月１９日(金曜日)から同年７月３日（金曜日)まで（土曜日及び日曜日を除く。)

（２） 受付時間

受付期間の午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。)

（３） 受付場所

東京都大田区東海三丁目２番１号

東京都中央卸売市場大田市場内

東京都事務室市場管理課（事務棟９階）

7　応募手続

応募者は、申込書に別紙１に掲げる所定の書類を添付して提出すること。ただし、郵送その他配送による申込みは受け付けない。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却しない。

8　応募資格要件

（１）全国で広域的な営業を展開しているコンビニ運営会社又はコンビニ運営会社とフランチャイズ加盟店契約を締結している者（東京都から業務許可される日までに締結する見込みの者も可)

（２）業務資金を３００万円以上有している者

（３）条例に定める次の欠格条項に該当していない者（個人事業主の場合は代表者のみ、法人の場合は役員全員）

ア　申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

ウ　申請者が条例第３８条第１項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

エ　申請者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。

オ　申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

カ　申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

キ　申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

９　選考方法

選考は、書類審査及び面接により行う。

10　面接日時及び場所

（１）日　　時　　平成２７年７月１７日（金曜日）
　　午後２時３０分から（１者当たり３０分程度）

（２）場　　所　　東京都大田区東海三丁目２番１号
　　東京都中央卸売市場大田市場内
　　東京都特別応接室（事務棟９階）

※　面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがある。応募者多数の場合は、１７日午前中からの面接を予定している。

11　選考結果

応募者への合否の通知は、平成２７年７月下旬までに書面で行う。

12　許可内定

この選考に合格した者は、関連事業者として内定したものとする。

なお、条例等に基づく業務許可の手続は、業務開始時までに別途行う。ただし、内定者が募集時及び業務許可手続のために提出した書類に虚偽があったとき、誓約書に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがある。

業務許可の日付は平成２７年９月１日を予定している。

13　説明会

本件に関する説明会は行わない。

14　質問票の提出

本件に関する質問は、すべて質問票（様式は任意）によることとする。質問がある場合、以下のとおり質問票を提出すること。

（１）提出日

平成２７年６月２６日（金）午後４時まで

（２）提出方法

メール又はＦＡＸによる。表題に「大田市場関連事業者（コンビニ）募集の質問票について」と付けること。

メールアドレス：S0000684@section.metro.tokyo.jp

ＦＡＸ：０３－３７９０－６５４１

（３）回答方法

提出方法により、メール又はＦＡＸで回答する。なお、平成２７年７月１日（水）までに回答がない場合は連絡すること。

15　その他

（１）施設使用料、市場保証金及び位置図は別紙２を参照すること。

（２）事業者は、使用指定期間が満了したとき（更新を行う場合を除く）又は使用指定を取り消されたときは、東京都が指定する日までに使用区画を原状に復して返還しなければならない。ただし、東京都が特に承認した場合は、この限りではない。

16　問合せ先

東京都大田区東海三丁目２番１号　東京都中央卸売市場大田市場

市場管理課 施設管理係 深山・池田 ℡０３－３７９０－６５１１(直通)

別紙１

申込書に添付する書類

１　申請者が個人事業主の場合

・　出店に関する事業内容計画書（※１）
・　コンビニ運営会社とのフランチャイズ加盟店契約書の写し（または契約同意書（※２））
・　履歴書（別記第２号様式の３）及び写真
・　資産調書（別記第５号様式）
・　住民票の写し（※３）
・　区市町村長の発行する身分証明書（※３）
・　印鑑証明書（※３）
・　当該事業開始の日以後２年間における事業計画書（別記第６号様式）
・　申請者が条例第３８条第４項第２号、第３号及び第５号から第７号に該当しないことを誓約する書面（別記第１９号様式の２）
・　金融機関発行の直近の預金残高証明書
・　直近の所得税青色申告決算書又は白色申告書及びその所得の算出基準となった計算書の写し

２　申請者が法人の場合

・　出店に関する事業内容計画書（※１）
・　＜フランチャイズ加盟店のみ＞コンビニ運営会社とのフランチャイズ加盟店契約書の写し（または契約同意書（※２））
・　定款又は規約の写し
・　登記事項証明書（※４）
・　貸借対照表
・　損益計算書
・　当該事業開始の日以後２年間における事業計画書（別記第６号様式）
・　株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株又は出資額を記載した書面（別記第８号様式）
・　役員名簿（別記第９号様式）
・　法人の代表者の印鑑証明書（※３）
・　法人の代表者の履歴書（別記第２号様式の３）及び写真
・　業務を執行する役員が条例第３８条第４項第２号、第３号及び第５号から第７号に該当しないことを誓約する書面（別記第１９号様式の２）

・　法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書
・　直近の法人事業税の納税証明書

※１　様式は任意。ただし、営業日及び営業時間・取扱商品・運営方法（人員配置体制・衛生管理体制・トラブル対応方法・商品搬送方法と搬送時間）を必ず明記した上で、店舗レイアウト計画図を添付すること。
※２　様式は任意。ただし、「東京都から業務許可を受ける予定日（９月１日）以前にフランチャイズ契約を締結する見込みである証明」を、コンビニ運営会社が発行すること。
※３　発行日の翌日から起算して３か月以内のものを有効とする。
※４　発行日の翌日から起算して６か月以内のものを有効とする。

別紙２－１

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

表

| | 場所及び面積 | | 適用使用料（円） | 使用料月額（税込）（円） | 市場保証金（円）※２ |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 事務棟南側２階０９号 | 関連事業者営業所（74.2㎡） | 関連事業者営業所（2,386円/㎡/月） | 182,205円/月 | 728,820円 |
| | | バルコニー（11.4㎡） | 市場用地２（４５３円/㎡/月） | | |
| 2 | 事務棟南側２階１０号 | 関連事業者営業所（74.2㎡） | 関連事業者営業所（2,386円/㎡/月） | 182,205円/月 | 728,820円 |
| | | バルコニー（11.4㎡） | 市場用地２（４５３円/㎡/月） | | |
| 3 | 事務棟南側２階１１号 | 関連事業者営業所（74.2㎡） | 関連事業者営業所（2,386円/㎡/月） | 182,205円/月 | 728,820円 |
| | | バルコニー（11.4㎡） | 市場用地２（４５３円/㎡/月） | | |

※１　この他に、販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）に０．００１を乗じた額の使用料もあり

※２　使用料月額の４月分

別紙2－2

# 大　田　市　場
# 場　内　配　置　図

事務棟２階

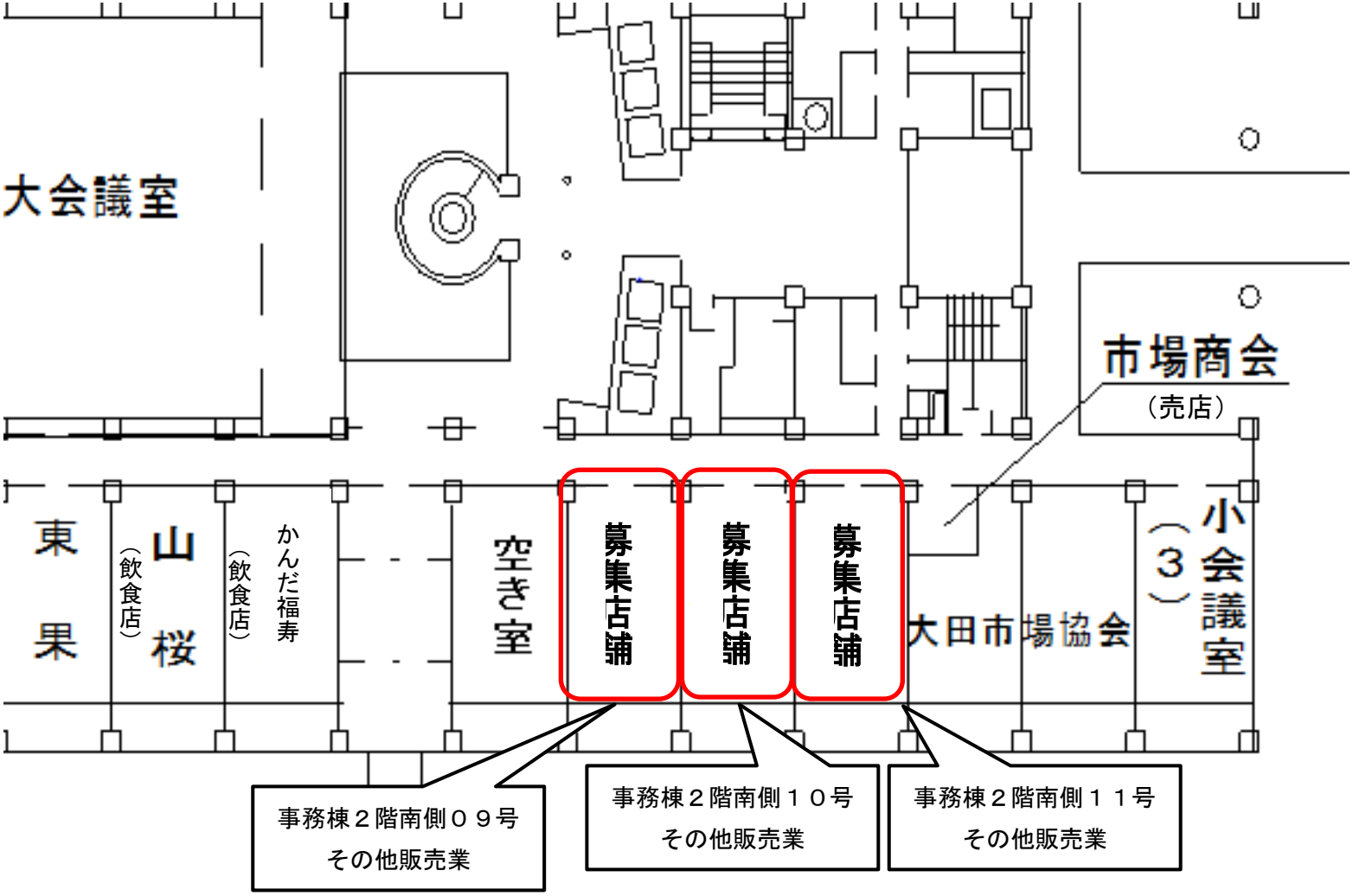
大会議室
市場商会
（売店）
東果
山桜
（飲食店）
かんだ福寿
（飲食店）
空き室
募集店舗
募集店舗
募集店舗
大田市場協会
小会議室
（３）
事務棟２階南側０９号
その他販売業
事務棟２階南側１０号
その他販売業
事務棟２階南側１１号
その他販売業